

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について（８月分）

（１）問い合わせ件数

平成１６年８月１日～平成１６年８月３１日

６８件

（２）内訳

食品安全委員会関係	２６件
食品健康影響評価関係	１０件
食品安全基本法関係	１件
リスク管理一般関係 (うち食品表示に関するもの)	２９件 (３件)
その他	２件

*うち、ヒジキ関係 ８件、 B S E 関係 １４件

（３）問い合わせの多い質問等

【食品安全委員会関係】

Ｑ． 季刊誌「食品安全」が発刊されたそうですが、その趣旨と内容について教えてください。

Ａ． 食品安全委員会では、食品の安全性に関する正確な情報や科学的な知見について、国民の皆様に関わりやすく提供し、食品の安全性について皆様と共に考えていく一助とすることを目的として、季刊誌「食品安全」創刊号を発刊しました。

創刊号においては、リスク分析手法やリスク評価の取組についての解説に加え、トピックスとして、食中毒や B S E といった皆様の関心の高いテーマを取り上げ、わかりやすく紹介しています。この創刊号は、意見交換会で参加者の皆様に配布するとともに、食品安全委員会のホームページにも掲載（<http://www.fsc.go.jp/sonota/kikansi.html>）しておりますので、是非ご覧ください。

なお、今後は原則年４回（本年度は創刊号を含め年３回）発刊する予定です。

Q．リスクコミュニケーションの一環として各地で意見交換会が開催されていますが、このような意見交換会で意見を述べる人達はどのように選ばれているのですか。

A．食品安全委員会が開催する意見交換会の出席者については、その開催の趣旨などを踏まえてお願いしているところです。

例えば、パネルディスカッション形式により、食の安全に係わる様々な関係者間で議論を深めることを目的とした意見交換会では、そのパネリストについて、消費者団体、事業関連団体、地方公共団体等からの推薦や助言、意見を得ながら、それらを参考に依頼しております。

また、「遺伝子組換え食品」、「牛海綿状脳症（BSE）」、「薬剤耐性菌」のような国民の関心の高いテーマについて広く国民一般からの意見を聴取することを目的とした意見交換会では、その意見陳述人について、公募の上、必要に応じ抽選を行って決定しているところです。

Q．食中毒関連の情報について教えてください。

A．平成 15 年のわが国の食中毒による患者数及び死者数は、それぞれ 29,341 名、6 名でした。

食中毒の未然防止をはかるためには、その原因を国民一人一人が良く知り、全員で適切な対策を実施することが必要です。

このため、食品安全委員会としても、国民の皆様にご覧になっていただきたい食中毒の予防に役立つ情報を提供することとし、ホームページにトピックス「食中毒について」（<http://www.fsc.go.jp/sonota/shokutyudoku.html>）を設けたところです。

リステリアや腸管出血性大腸菌（O157:H7）をはじめとする食中毒菌に関して、それぞれ特徴、症状、過去の原因食品、対策について解説しています。

また、「食品の安全性に関する用語集」（http://www.fsc.go.jp/yougoshu_fsc.pdf）においても食中毒菌の解説を掲載しております。

食中毒予防のために、以下に記載した「家庭でできる食中毒予防の 6 つのポイント」とあわせて、ご活用いただければと思います。

（参考） ・家庭でできる食中毒予防の 6 つのポイント

ポイント 1	食品の購入	新鮮な物、消費期限を確認して、購入する等
ポイント 2	家庭での保存	持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫で保存する等
ポイント 3	下料理	手を洗う、調理器具を良く洗う等
ポイント 4	調理	手を洗う、十分に加熱する（75℃、1分以上）等
ポイント 5	食事	手を洗う、室温に長く放置しない等
ポイント 6	残った食品	きれいな器具で保存する、再加熱する等

【食品健康影響評価関係】

Q．食品安全委員会の食品健康影響評価（リスク評価）の審議状況を知りたいのですが、食品安全委員会のホームページのどこを見ればよいのですか。

A．厚生労働省や農林水産省等のリスク管理機関から食品健康影響評価（リスク評価）に関する意見を要請された案件については、通常、以下に示す流れで審議が行われます。（食品健康影響評価の流れ図参照）

各省から食品安全委員会にリスク評価が要請されます。

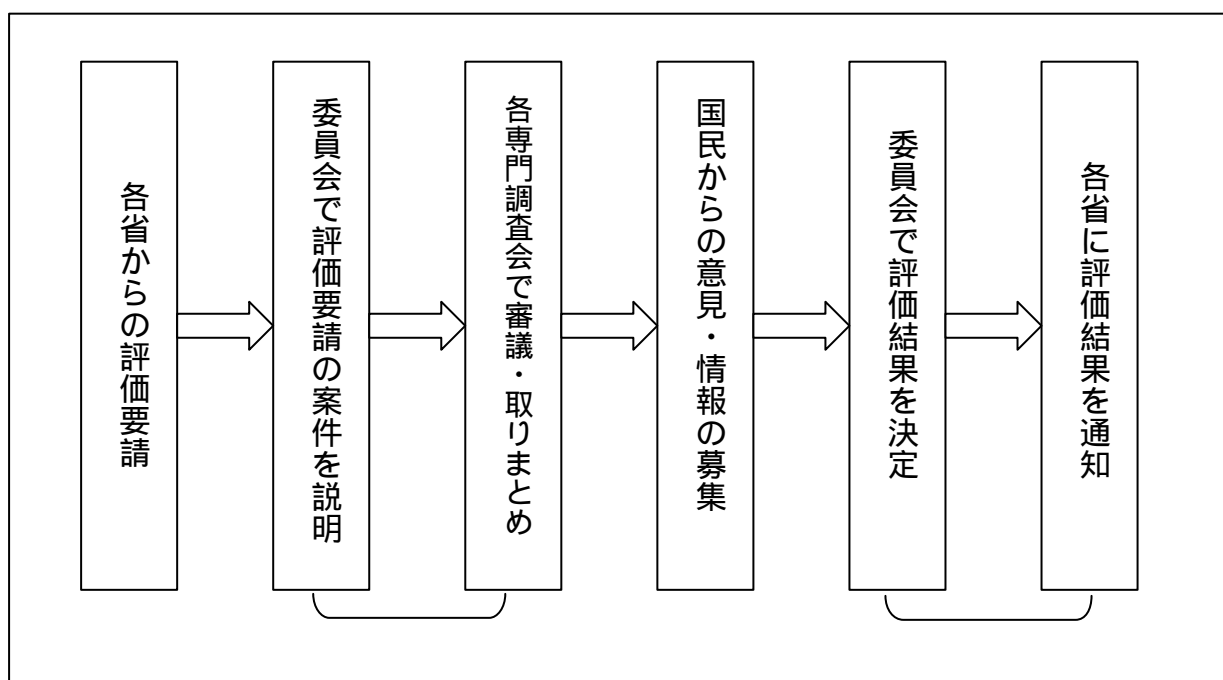
食品安全委員会では、まず委員会会合で評価要請の趣旨について説明を受けた後、専門調査会に付託し、審議が行われます。

その審議結果（案）について、原則として広く国民から4週間にわたって意見・情報の募集を行います。

寄せられた意見・情報を踏まえ、専門調査会から報告があり、最終的に食品安全委員会において審議の上、評価結果を決定し、各省に通知することとなります。

なお、の意見・情報の募集に先立ち、専門調査会での審議結果（案）について委員会会合において審議が行われています。

食品健康影響評価の流れ図



以上の審議状況については当委員会のホームページでも知ることができます。

- 1) まず、「リスク評価」(<http://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html>)の中の「食品安全委員会に対し意見を求められた案件」(添加物、農薬等)をご覧ください。

に係るリスク評価要請の「受付文書」が記載されています。

また、既に の段階を終えてリスク評価結果が通知されている場合は、「通知文書」や「評価書」が記載されています。

- 2) 「通知文書」等が記載されていない場合は、 ないしは の段階にあるということです。

専門調査会での審議内容については、「分野別情報」の「専門調査会関係」(<http://www.fsc.go.jp/senmon/senmon.html>)に記載されている各専門調査会をご参照ください。

意見・情報の募集については、「意見募集等」

(<http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/index.html>)をご参照ください。

現在募集中の案件及び意見募集の結果が掲載されています。

- 3) なお、委員会会合での審議内容についてお知りになりたい方は、「委員会からのお知らせ」の「開催実績」

(<http://www.fsc.go.jp/iinkai/jisseki.html>)に掲載されている会合結果をご参照ください。

Q .FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議「FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives (JECFA)」における添加物の安全性評価について教えてください。

A .FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議「FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives (JECFA)」は、国連の食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）が合同で運営する専門家会合として、1956年に設立され、毎年会合を開き、添加物、汚染物質及び動物用医薬品の安全性を科学的な観点から評価して、一日摂取許容量（ADI）、成分規格等を定めています。委員は、毒性学、分析化学等の専門家により構成されており、日本からも当委員会の専門委員も含め専門家がJECFAに参加しています。

JECFAによる安全性評価の結果は、日本を始め各国において添加物の指定・基準設定等の際の参考資料として用いられています。